

【記載要領・記載例】第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率

2023年度 (計画の足下値)	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
目標達成に 必要な数値						
2024年度の 取組・課題	【取組】					
	【課題】					
次年度以降の 改善について						

- 基本的に、前年度の実績について、翌年度末までに評価を行い、公表すること。
(今回は2024年度の実績について評価していただくこととなります)
- 本様式でフォローアップする事項が含まれていれば、様式は問わない。

(各都道府県で既に使用している様式を適宜リバイスして使用いただくことでも構いません)

- 「目標達成に必要な数値」は 2029 年度目標を達成するために、当該年度においてどの程度の値を達成していればよいかについて可能な限り記入すること。
(例えば、足下値と 2029 年度値の差を 6 で割り、一次関数的に各年度における目標を設定することが考えられます。なお、取組の本格実施が遅れる等の理由で、後半に掛けて伸びが大きくなる等の設定をすることは各都道府県の実情に応じて適宜行っていただいで問題ありません)
- 定量的な目標に係る数値の記入に際しては、その出典を明記すること(記載方法は問わない。脚注等を付して追記することで問題ない)。
- なお、ここでは定量的な目標設定に対応した評価の例を示しているが、定性的な目標を設定している場合は、目標に応じて適切な評価を行うこと。
- 都道府県独自に設定している目標については、その目標の種別に応じて 1 (1)⑦又は(2)③に記載すること。
- 目標を設定しておらず、取組内容のみ規定しているもの等においては目標欄を削除する等、適宜様式を修正して利用すること。なお、このような場合においても、計画全体の PDCA 管理がなされるよう留意すること。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標

a.後発医薬品の使用促進に関する数値目標（上段：数量ベース／下段：金額ベース）

※ 後発医薬品及びバイオ後続品に関する目標については、どの統計を使用した数値で目標を設定するように、と統一的に指示していないところ。従って、計画策定時に出典を定めている場合には当該出典に従ってフォローアップを行い、参考値としてNDBの数値を付記すること。出典を定めていない場合には、NDBデータ（都道府県別使用割合）を出典とすること。

※ なお、取組の実情に応じて、a.後発医薬品の使用促進及びb.バイオ後続品の使用促進に関する記載を一つの表にまとめても構わない。

2023年度 (計画の足下値)	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
目標達成に必要な数値						80%以上
						65%以上
2024年度の 取組・課題	【取組】					
	【課題】					
次年度以降の						

改善について	
--------	--

b. バイオ後続品の使用促進に関する数値目標

2023 年度 (計画の足下値)	第 4 期計画期間					
	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度 (目標値)
目標達成に 必要な数値						
2024 年度の 取組・課題	【取組】					
	【課題】					
2025 年度以降 の改善について						

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

2024 年度の 取組	
次年度以降の 改善について	

- ・ 住民の健康の保持の推進に関しては保険者等及び健診・保健指導機関等と、
- ・ 医療の効率的な提供の推進に関しては医療機関及び介護サービス事業者等と、
普段から情報交換を行い、相互に連携及び協力を行えるような体制作りに努める必要があると示していることから、これらの連携の状況等について記載、評価すること。
- ・ 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価について、1の目標に係る取組の中で各々評価することとしており、1の中で評価を行った場合は、必ずしも本項目を立てる必要はない。

3. 医療費の実績に関する評価

- ・ (別添 2) を参照のうえ、第四期医療費適正化推計ツールを用いて算出すること。
- ・ 足元値は国民医療費 (リンク) を参照の上、記載すること。
- ・ 医療費の実績に関する評価については、2024 年度までの記載で構わない。
※2025 年度以降は、別途 (別添 2) と同様のものを来年度以降送付するため、それを参照の上、算出すること。

2023 年度 (計画の足元値)	2024 年度
医療費適正化に係る 取組を行わない場合 の推計医療費	
医療費適正化に係る 取組を行った場合 の推計医療費	

4. その他の事項に関する評価

- ・ 項目 1 及び 2 で計画全体の PDCA がなされるようであれば、本項目については省略可能である。